



# 週報

カトリック 園田教会

A年

2014年  
8月3日(日)

No. 1911



8月3日(日) 年間第18主日

ミサ 9:00 ボナツィ神父

## 今日の聖歌と祈り

入祭の歌 : 典礼聖歌 63 神は恵みと あわれみに満ち

答唱詩編 : 「聖書と典礼」をご覧ください

アレルヤ唱 : 「聖書と典礼」をご覧ください

奉納の歌 : 典礼聖歌 405 ひとつに なるう

主の祈り : プリント 主の祈り

拝領の歌 : プリント 五つのパン

皆で唱える祈り : プリント 司祭の召命を求める祈り

閉祭の歌 : プリント 神さまが わかるでしょ ① ③  
(プリント 五つのパンの裏面)

## 今日の典礼奉仕者

先唱	武永
聖体奉仕	Sr.辻家
第1朗読者	山下(壮)
第2朗読者	佐藤
共同祈願・意向担当者	① 丸尾(婦) ② 外間 ③ 外間 ④ 市瀬
奉納と献金	建設・営繕委員会
典礼当番	畠山、細木
答唱詩編	全員
オルガン奉仕者	石垣

## 今日の行事・他

- ・2014年度 バザー実行委員会(第1回)
- ・「大阪教区 カンボジア教会の日」

## お知らせ

- ・平和祈願の「折りヅル」づくりのお願い。



平和旬間の「平和祈願 折りヅル」づくりのご協力をお願いいたします。

折り紙は聖堂入口のテーブルのものをご使用ください。本日、8月3日(日)までお願いいたします。

- ・日曜学校(信仰教育)のお泊り会の締切は、本日までです。  
ご希望でまだの方は、参加申込書で、お申し込みください。

## メ ッ セ ー ジ

2014年7月3日付で、「集团的自衛権行使容認の閣議決定についての抗議声明」が日本カトリック司教協議会常任司教委員会から発表されました。それに関して、大阪教区本部事務局から、「呼びかけ文」と「抗議声明文」が届きましたので、掲載いたします。

みなさん、是非お読みいただき、何を選び、どう行動すべきかを考えていただきたいと思います。

.....

### 呼びかけ文

皆さん、ご存じのように7月1日に安倍内閣は集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を行いました。

これについては多くの報道がされており、皆さんの中にも様々な考えを持つ方がおられると思います。しかし、戦後70年近くにわたって保たれてきた国の形を変え、軍備増強と武力行使への歯止めを失わせ、憲法の基本理念に抵触する変更を一内閣の判断で行ったことについて、非常に大きな問題があると考え、日本カトリック司教協議会の常任司教委員会では、7月3日に抗議声明を発表いたしました。

私ども社会司教委員会も、大きな危機感を持って呼びかけたいと思います。

皆さん、私たちは今、本当に大きな時代の岐路に立っています。どうか常任司教委員会が発表したこの声明をよく読み、私たち一人ひとりがこの時代を生きる一人の人として、またキリスト者として、今何を選び、行動すべきかを真剣に考えていきましょう。

そして、武力に頼らず、相互の信頼に基づく平和を、ともに祈り求めてまいりましょう。

2014年7月22日  
社会司教委員会

(「抗議声明文」は挟み込み別紙をご覧ください。)



## 今週の暦

---

8月 4 日(月) 《記》聖ヨハネ・マリア・ビアンネ司祭  
集会祭儀 7:00～

---

8月 5 日(火) 集会祭儀 7:00～

---

「日本カトリック平和旬間(～15日まで)」

8月 6 日(水) **《祝》主の変容**  
集会祭儀 7:00～

---

8月 7 日(木) 集会祭儀 7:00～

---

8月 8 日(金) 《記》聖ドミニコ司祭  
ミ サ 7:00～ 永富神父(男子聖パウロ会)

---

8月 9 日(土) ミ サ 7:00～ ジョヴァンニ神父

- ・日曜学校(信仰教育)→平和旬間音楽の集いの練習 13:00～
- ・教会清掃(総務:第2週)
- ・「平和祈願ミサ」(神戸中央教会:司式 池長潤大司教 17:00～ )  
(大阪梅田教会:司式 松浦悟郎司教 19:00～ )

---

**8月10日(日) 年間第19主日**

**ミ サ 9:00 ジョヴァンニ神父**

- ・平和祈願の集い(阪神地区尼崎ブロック):  
テーマ:「平和について、音楽をとおして思いをはせる集い」  
会 場:園田教会 13:00～16:30



2014年7月3日

内閣総理大臣  
安倍晋三殿

### 集団的自衛権行使容認の閣議決定についての抗議声明

日本国民は戦後 70 年近く、日本国憲法、特に国際平和の創造を呼びかけ、恒久平和を誓った憲法前文と戦争放棄を定めた憲法第 9 条を尊重し、それを誇りとしてきました。この間、日本は、武力紛争の絶えない国際社会にあって、自国民についても、他国の人びとについても、戦争でひとりの死者も出ることがありませんでした。しかし安倍内閣は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定によって、この憲法を踏みにじりました。

これまでの政府の憲法解釈では、憲法第 9 条の下で許容される自衛権の行使は、専守防衛に徹するものとし、自国が直接攻撃されないにもかかわらず武力行使を可能にする集団的自衛権の行使は、その範囲を超え、憲法上許されない、とされてきました。安倍内閣は、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を発表しましたが、憲法の基本理念に抵触するこのような解釈の変更を、一内閣の決定によって行うことは本来できないはずで、それを強行することは、憲法第 99 条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」に対する明らかな違反であり、立憲主義の否定と言わざるをえません。集団的自衛権行使の容認は、軍備増強と武力行使についての歯止めを失わせるものであり、時の政府の考え一つで、自衛隊員や国民を戦争の恐怖と生命の危険にさらすものです。それは実質的に、憲法前文の精神と第 9 条を葬り去る暴挙です。

わたしたちは集団的自衛権の行使容認の閣議決定に断固として抗議します。安倍内閣がこの不当な閣議決定をもとに、集団的自衛権行使を前提にして同盟国との協力を約束するようなことは絶対にはありません。即座に閣議決定を見直し、撤回してください。

(裏面へつづく)

わたしたちカトリック教会は、現代世界の状況の中で、軍備増強や武力行使によって安全保障が確保できるとする考えは誤っていると確信しています。それは国家間相互の不信を助長し、平和を傷つける危険な考えです。また今ここで、平和憲法の原則を後退させることは、東アジアの緊張緩和を妨げ、諸国間の対話や信頼を手の届かないものにしてしまいます。平和はすべての人間の尊厳を尊重することの上にしか築かれません。また、過去の歴史に対する誠実な反省と謝罪、その上でのゆるしがあってこそ成り立つものです。

対話や交渉によって戦争や武力衝突を避ける希望を失ってはなりません。たとえ、それがどれほど困難に見えても、その道以外に国際社会に平和をもたらす道はないのです。

安倍首相と閣僚の方々の良心に訴えます。日本国民と他国民を戦争の恐怖にさらさないこと、子どもたちのために戦争のない平和な世界を残すこと、人間として、政治家として、これが最大の責務であることをどうか思い起こしてください。わたしたちはこのことを日本国民として、宗教者として強く訴えます。

日本カトリック司教協議会  
常任司教委員会

委員長	岡田武夫	東京教区大司教
委員	高見三明	長崎教区大司教
	大塚喜直	京都教区司教
	梅村昌弘	横浜教区司教
	宮原良治	福岡教区司教
	菊地 功	新潟教区司教
	前田万葉	広島教区司教